補足事項

追加日	項目	内 容
4月21日	実施要領 3参加要件	単体企業のほか、共同企業体(JV)としての参加も
		認めています。
		なお、共同企業体(JV)での参加の場合は構成員全
		員の会社概要書、業務実績書の提出が必要です。
		また、3参加要件(7)に記載のとおり、主たる構成員
		の組織の中から、管理技術者及び担当技術者を配置す
		る必要があります。
4月21日	実施要領 4参加申込書の提出	業務実績書に添付する成果品は、概要版を提出して
		も問題ありません。
4月21日	実施要領 12 その他	本業務の受託者となった場合でも、今後予定される
		新庁舎整備事業に関する設計業務等への入札参加等を
		妨げるものではありません。